

日本標準産業分類

(1949年10月制定)

(1951年4月改訂)

(1953年3月改訂)

(1954年2月改訂)

(1957年5月改訂)

(1963年1月一部改訂)

(1967年5月改訂)

(1972年3月改訂)

分類項目名，説明および内容例示

— 編集 —

行政管理庁行政管理局統計主幹

序

行政管理庁では、このたび日本標準産業分類の改訂を行なった。これは、本分類を昭和24年10月に設定して以来、第7回目の改訂に当たる。

このたびの改訂は、近年におけるわが国の社会経済状態の急速な変化により、分類が現実には適合しない面が生じてきたので、これを是正したものである。

改訂に当たっては、昭和46年6月16日に統計審議会に諮問を行なった。

統計審議会では、答申案の作成を分類部会（部会長は大宮五郎統計審議会委員）に付託し、分類部会は、審議のために関係省庁の担当官を構成員とする幹事会を設けた。

このようにして、答申案作成のための検討は、分類部会16回、幹事会53回にわたって重ねられ、統計審議会に提案された。

統計審議会からの答申は、昭和47年2月18日に行なわれたが、行政管理庁は、この答申に基づいて日本標準産業分類の改訂を決定し、昭和47年3月に分類表の改正を公示した。

指定統計調査等の結果表示においては、この日本標準産業分類を原則としてそのまま用いることが義務付けられているが、これに該当しない場合であっても本分類の原則、体系を尊重し、本分類との比較性を保つように配慮することが望まれる。

本分類の改訂に当たっては、統計審議会、分類部会の各委員および専門委員、幹事会の各幹事をはじめ、関係省庁等の専門家から多大のご協力をいただいた。ここに深く感謝の意を表する次第である。

昭和47年3月

行政管理局統計主幹

北 山 恭 治

目 次

	頁
第1章 日本標準産業分類の作成要旨とその変遷	7
第2章 分類上の一般原則	9
第1項 産業の定義	9
第2項 標準産業分類	9
第3項 事業所の定義	9
第4項 産業分類適用の単位	11
第5項 公務の範囲と単位	11
第6項 事業所の産業の決定方法	12
第7項 個人を対象とする調査への適用	13
第8項 企業等を対象とする調査への適用	13
第9項 その他	13
第3章 分類項目名、説明および内容例示	15
付1：新旧項目比較表	399
付2：主要な改訂点	469
1. 分類項目等の移動（中分類間）	469
2. 分類項目等の移動（小分類間）	470
3. 分類項目等の移動（細分類間）	470
4. 細分類の統合、分割	471
5. 分類項目の新設、廃止	472
付3：標準産業分類改訂に関する諮問および答申	475
付4：改訂作業要領および関係者	476
付5：統計調査に用いる産業分類並びに疾病、 傷害及び死因分類を定める政令	481
付6：統計調査に用いる産業分類並びに疾病、 傷害及び死因分類を定める政令の第2条 （産業分類関係）および第4条（特例）の解説	482
付7：統計調査に用いる産業分類並びに疾病、 傷害及び死因分類を定める政令に基づいて告示した産業分類	485
付8：本分類に採用した10進分類法	486